障害者支援施設サービス重要事項説明書

～日中一時支援事業利用者版～

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

１ 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
法人所在地	大垣市牧野町２丁目１５０番地 １
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長　　北野 茂樹
電話番号	０５８４－７１－３９１８
法人の設立年月日	平成2年4月1日

２ 事業の目的と運営の方針

事業所の名称	障害者支援施設　大垣市柿の木荘
主たる対象者	知的障害者
事業の種類	大垣市柿の木荘
事業の目的	利用者を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、必要な介護、支援等を行うことを目的とします。
事業の実施地域	大垣市、養老町、海津市、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、池田町、瑞穂市、関ヶ原町、揖斐川町
管理者氏名	志知　和喜子
サービス管理責任者の氏名	新居　正道
事業所の所在地	大垣市古宮町３９７番地 １
電話番号	TEL：０５８４－８９－９５００　FAX：０５８４－８９－９５０６
事業所運営の方針	１　利用者がその有する能力に応じ自立した生活ができるよう、必要な社会生活上の便宜の供与、及び日常生活の支援と介護等のサービスの提供に努めます。 ２　利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が人としての尊厳を保った日常生活を送ることができるよう努めます。 ３　利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう努めます。
利用定員	６名（１日あたり）

３ 事業所の概要（障害者支援施設との共用）

（１） 施設

建物	構造	本棟	鉄筋コンクリート造平屋建
		作業棟	鉄骨造平屋建
	延床面積	本棟	１，０８１．５８ ㎡
		作業棟	２５９．８３ ㎡

敷　地　面　積	４，１６１ ㎡

（２） 利用する主な室名及び面積

①本館棟

設備の種類	室数	床面積 ㎡	備考
食堂	1	１３０．３２㎡	
指導室	4	１７３．２７㎡	
医務・静養室	1	１４．４３㎡	
浴室	2	４８．００㎡	男女各１
洗面所	4	１７．２０㎡	
便所	5	６３．００㎡	男女各2

②作業棟

設備の種類	室数	床面積 ㎡	備考
作業室	2	１８６．３１㎡	
便所	3	２７．７７㎡	身障用便所あり
相談室	1	９．７３㎡	

４ 職員体制

職　種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
施設長(管理者)	1		1			社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士
ｻｰﾋﾞｽ管理責任者	1		1			介護福祉士
支援員	25（1）		24（1）		1	社会福祉士2名、介護福祉士10名
看護師	1		1			看護師
嘱託医師	2				2	
栄養士	1		1			管理栄養士
事務員	2		2			社会福祉士　1名、介護福祉士　1名
業務員	1				1	

当事業所では、利用者に対して障害者支援施設サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。※（）内は日中一時支援事業担当職員

職員の配置については指定基準を遵守しています。

５ 職員の勤務体制

職　種	勤　務　体　制
管理者	正規の勤務時間帯（ 8：30 ～ 17：15） ・常勤で勤務
サービス管理責任者	早　番　７：１５～１６：００　普通番Ａ　８：１５～１７：００
	普通番B　８：４５～１７：３０　遅　番　１０：１５～１９：００
	遅　番　１０：１５～１９：００

生活支援員	常勤職員	早　番　７：１５～１６：００　普通番Ａ　８：１５～１７：００
		普通番B　８：４５～１７：３０　遅　番　１０：１５～１９：００
		夜　勤　１６：００～翌朝９：３０
	非常勤職員　９：００～１６：００	
看護師	8：30 ～ 17：15で勤務。夜間・休日においても緊急対応します	
医　師	山川医師は、毎月第1月曜日に勤務。吉村医師は、2ヶ月に1回勤務。	
栄養士	正規の勤務時間帯（ 8：30 ～ 17：15）　・常勤で勤務	
事務員	正規の勤務時間帯（ 8：30 ～ 17：15）　・常勤で勤務	
業務員	①正規の勤務時間帯（ 8：30 ～ 17：15）　・常勤で勤務	
	② 10：00 ～ 16：00 で勤務	

６　サービスの概要

(1)生活支援サービス

種　類	内　容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
整容	個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
移動	歩行障がいのある方は、車椅子等を使用して支援します
相談支援	当施設は、利用者およびその家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。〈相談窓口〉　係長　川合　達也及び各担当支援員

(2)日中活動支援サービス

種　類	内　容
余暇活動支援	テレビ、ビデオ、カラオケ、趣味活動（手芸、学習等）の支援を行います。

(3) 食事、環境整備サービス

種　類	内　容
食事	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 〈食事時間〉　朝食　7:30　昼食　11:45　夕食　18:00 ※ 利用者の状態に合わせた食事時間の提供に配慮します。
清掃	作業室、食堂、厨房、便所、デイルーム(広場)、その他利用者が直接利用する施設、また食器等の清潔に留意し、快適な生活環境の保持に努めます。
整理整頓	整理整頓に必要な補助具類の設置、整備の支援を行います。
食事準備	特別食の対応や手洗い、配膳準備等の支援及び補助を行い快適な食事ができるよう支援します。

安全管理	安全環境に留意し、危険箇所については早急な改善をします。 定期的な防災訓練を行います。また職員は救命救急の講習を受講し万一の対応に努めます。

(4)保健医療サービス

種　類	内　容
服薬管理	原則として薬の管理は、看護師が責任をもって行います。

(5)その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後、法に定める期間保管します。
サービス提供記録の閲覧	月曜～金曜の９：００～１７：００　（土日、年末年始を除く）

7　利用料

お支払いいただく利用料は次の通りです。

（1）日中一時支援サービス利用料金

別紙のとおり（各市町との契約に基づきお支払いいただきます）

（2）日中一時支援事業外利用料金

項　目	金　額
食事	朝食　410円　昼食　660円　夕食　660円 ※食事を摂取された分のみの請求となります。
光熱費	4時間未満　50円　4時間以上8時間未満　100円　8時間以上　150円 ※利用時間数に応じて金額が変わります。

※本人の嗜好、特別な費用は実費負担していただきます。

（3）サービスの取り消し料金

利用者がサービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日までに当事業所にお申し出ください。お申し出がない場合には、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料(食費おやつの実費相当額)1食あたり	朝食308円　昼食・夕食462円　おやつ93円

（4）利用者負担金の支払方法

利用料金の支払いは、利用ごとに指定された日までにお支払いください。

8　要望・苦情等申込先及び虐待防止に関する相談窓口

（1）要望・苦情等申込先

相談窓口	・窓口担当者　：　川合　達也（係長） ・窓口担当責任者　：　志知　和喜子(施設長) ・利用時間（平日）　９：００ ～ １７：００ ・電話番号　０５８４－８９－９５００ ・ＦＡＸ番号　０５８４－８９－９５０６ ・メ　ー　ル　kakinokisou.k@ogaki-fukushi.jp ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。
第三者委員	・大垣勤労者福祉サービスセンター加藤　誠　電話番号　０５８４－９３－１１００ ・宇留生女性連合会　山田　鈴子　電話番号　０５８４－９１－２６１６ ・大垣市社会福祉協議会　大橋奈麻輝　電話番号　０５８４－７８－８１８１

大垣市役所	・相談窓口　障がい福祉課障がい福祉グループ ・住所　大垣市丸の内２丁目２９ ・電話番号　０５８４－８１－４１１１
岐阜県運営適正化委員会	・相談窓口　岐阜県運営適正化委員会 ・住所　岐阜市下奈良２丁目２番１号　岐阜県社会福祉協議会内 ・電話番号　０５８－２７３－１１１１

社会福祉法82条の規定により、本事業所では利用者・ご家族等からの苦情に適切に対応する体制を整えました。本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者、苦情解決統括責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたします。

（１）苦情解決責任者　大垣市柿の木荘　志知　和喜子（施設長）

（２）苦情受付担当者　大垣市柿の木荘　川合　達也（係長）

（３）苦情解決統括責任者　社会福祉法人　大垣市社会福祉事業団　牛場　誠（事務局長）

（４）第三者委員　　上記参照

苦情解決の体制・手順

（１）利用者への周知：施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決統括責任者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知します。

（２）苦情の受付：苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受付けます。

（３）苦情受付の報告・確認：苦情受付担当者が受付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。
第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、苦情を受付けた旨を通知します。

（４）苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は必要に応じて苦情統括責任者、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

（５）苦情解決の記録・報告：苦情受付け担当者は、苦情受付けから解決・改善までの経過と結果について苦情受付書に記録します。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び統括責任者、第三者委員に対して苦情解決結果報告書により報告します。

（６）解決結果の公表：苦情解決の状況について、個人情報に関するものを除き事業団事業報告書等に記載し公表します。

（２）虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者　川合　達也（係長） ・ご利用時間　月曜～金曜の９：００～１７：００（祝祭日、お盆、年末年始を除く） ・電話番号　0584－89－9500　　FAX　0584－89－9506 ・メ　ー　ル　kakinokisou.k@ogaki-fukushi.jp

本事業所における虐待防止責任者、虐待防止受付担当者、虐待防止統括責任者及び第三者委員を下記により設置し、虐待防止に努めることといたします。

（１）虐待防止責任者　大垣市柿の木荘　志知 和喜子（施設長）

（２）虐待防止受付担当者　大垣市柿の木荘　川合 達也（係長）

（３）虐待防止統括責任者　社会福祉法人　大垣市社会福祉事業団　牛場　誠（事務局長）

（４）第三者委員　加藤　誠（大垣勤労者福祉サービスセンター　常務理事）　電話0584-93-1100

山田　鈴子（宇留生女性連合会　会計）　電話0584-91-2616

大橋奈麻輝（社会福祉協議会(社会福祉士)　事務局長）　電話0584-78-8181

虐待防止の体制・手順については、苦情解決の手順に準じます。

９　事故発生時の対応及び損害賠償

事故が発生した場合は、速やかに家族、医療機関、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。事故等事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

１０　協力（指定）医療機関、及び緊急時の対応

（１）嘱託医師の医療機関

医療機関名称	担当医名	所在地	電話番号	入院設備
山川医院	山川　琢司	大垣市本町1－82	0584-78-3227	なし
西濃病院	池田　幸司	大垣市大外羽4丁目7番地	0584-89-4551	あり

２）協力医療機関

医療機関名称	診療科	所在地	電話番号
大垣市民病院	内科　外科　歯科など	大垣市南頬町4丁目86番地	0584-78-3341

（３）緊急時の対応について

利用者の病状等の緊急時には、速やかに医療機関へ連絡を行うなど必要な措置を講ずると共に、ご家族に報告をいたします。また、必要と認められるケースについては県、関係市町村等関連機関にも報告します。

１１　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「大垣市柿の木荘防災マニュアル」にて対応します。
平常時の訓練	別途定める「大垣市柿の木荘消防計画」に沿って毎月1回、昼間あるいは夜間に火災、また地震を想定した避難誘導訓練を利用者参加で実施します。
防災設備	・自動火災報知器　あり　・誘導灯　あり　・非常通報装置　あり ・ガス漏れ警報機　あり　・非常用電源設備　あり　・消火器　あり ・防火扉　あり　・ スプリンクラー　あり ＊カーテン、敷物、寝具類等は防炎加工のあるものを使用しております。
消防計画等	・消防署への届出：毎年4月　・防火管理者：係長　川合 達也

１２　当事業所ご利用の際に留意いただく事項

来訪	自由です。

設備、・器具の利用	施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は定められた場所でお願いいたします。定められている場所以外は全館禁煙となっています。また、喫煙は健康を害する恐れがありますので、禁煙を勧めております。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかけない範囲でお願いします。
利用制限について	施設は集団生活ですので、伝染病や感染症の方のご利用は主治医の判断で利用をお断りすることがあります。
所持品管理	利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者については支援員が支援します。
宗教・政治営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
利用者の禁止行為	･けんか、口論、他傷など他利用者に迷惑を及ぼすこと ･施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること ･故意に施設もしくは物品に損害を与える、またはこれを持ち出すこと ･無届外出　　･施設内へのペットの持ち込みや飼育

１３　当施設の個人情報の取り扱い（プライバシーポリシー）について

・基本方針

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

・個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

（１）　個人情報の取得に際し、利用目的を特定して通知し又は公表し、利用目的にしたがって適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。

（２）　個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。

（３）　個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

・安全性確保の実施

（１）　当事業所は、個人情報の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育ならびに指導を行います。

（２）　個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

・個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

利用者ご本人等から、当事業所が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、以下の窓口でお受けいたします。

《係長　川合　達也》

今後『利用料金改定』以外のその他の変更点については、文章の交付に代えて『社会福祉法人大垣市社会福祉事業団ホームページ内　大垣市柿の木荘』Webサイト掲載の重要事項説明書（PDF）の閲覧により確認することを承諾します。

アドレス【https://ogaki-fukushi.jp/in-cluder/contents/03/doc/0013_33.pdf】

料金改定及びその他重要な変更があった場合は、変更点を書面にてお伝えします。

私は、本書面に基づいて障害者支援施設大垣市柿の木荘職員から、指定障害者支援施設に関する日中一時支援事業利用サービスの重要事項について説明を受けたことを確認しました。

年　　月　　日

利用者　　住所

氏名　　印

成年後見人　　住所

氏名　　印

身元引受人　　住所

氏名　　印

当事業所は、　　様に対する日中一時支援事業に関する利用サービス提供にあたり、上記のとおり、重要事項について説明をいたしました。

年　　月　　日

事業所

住　所　〒503-0848　大垣市古宮町397番地1

名　称　社会福祉法人　大垣市社会福祉事業団

障害者支援施設　大垣市柿の木荘

所　長　　志知　和喜子　　印

説明者　　サービス管理責任者　　新居　正道　　印